

こ の 表 の 見 方

- 1 この調は、令和6年7月8日付け総税市第68号をもって照会した「令和6年度市町村税課税状況等の調について」により、令和6年7月1日における全市町村の課税の状況等を集計編さんしたものである。
- 2 市町村の人口は、令和2年の国勢調査人口（市町村の廃置分合または境界変更があった場合における関係市町村にあつては、地方自治法施行令第177条第1項の規定によって都道府県知事が告示した人口）による。
- 3 「大都市」とは、東京都特別区（1市として計上）、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市であり、「その他の都市」とは、大都市を除く市である。
- 4 調査対象者は、税額控除後、減免前に納税義務のある者である。したがって、税額控除によって納税義務のなくなった者は調査の対象から除かれている。また、第5表～第14表及び第17表～第20表においては、税額控除後、減免前に所得割の納税義務のある者を調査対象としており、均等割のみの納税義務を有する者は調査の対象から除かれている。
- 5 所得者の区分は次による。なお、この場合において、土地等に係る事業所得等の金額並びに分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額及び株式等に係る譲渡所得等の金額は、一般の譲渡所得の金額に合算して区分している。
 - (1) 給与所得者とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得及び山林所得の各所得金額のうち、給与所得の金額が最も大きい者をいう。
 - (2) 営業等所得者及び農業所得者とは、各所得金額のうち事業所得の金額が最も大であり、かつ、事業所得の金額のうち、前者は製造業、卸売業、小売業、サービス業、漁業その他の事業から生じる所得の金額、後者は農業所得の金額が最も大きい者をいう。
 - (3) その他の所得者とは、(1)及び(2)以外の者をいう。
- 6 この調においては、土地等に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をしている場合には、その者は第5表から第8表の各所得者から除き、第10表にその者の総所得金額等、課税標準額及び算出税額等を記載している。（土地等に係る事業所得等の課税の特例については適用が停止されているため、当該特例に係る所得金額、課税標準額及び算出税額については該当がない。）
- 7 第5表～第11表において、「所得割額」は、税額控除の額、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の額、定額による特別控除の額並びに減免税額を差し引いた後の金額である。